

「全自動貸金庫規定」 新旧対照表

※下線部が改定箇所

改定後	改定前
<p>1. (格納品の範囲)</p> <p>(1) ~ (2) (現行通り)</p> <p><u>(3) 貸金庫には、つぎに掲げるものを格納することができません。</u></p> <p>① <u>現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの</u></p> <p>② <u>危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの</u></p> <p>2. (利用目的の確認)</p> <p><u>(1) 貸金庫の契約の締結または利用等に当たっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第1条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当行の定める方法で、申出を行うこととします。</u></p> <p><u>(2) 貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の行員立会い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただくことがあります。</u></p> <p>3. ~12. (現行通り)</p> <p>13. (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>この貸金庫は、<u>第14条第3項各号のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第14条第3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申込をおことわりするもの</u>とします。</p>	<p>1. (格納品の範囲)</p> <p>(1) ~ (2) (省略)</p> <p><u>(3) (新設)</u></p> <p>2. (新設)</p> <p>2. ~11. (省略)</p> <p>12. (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>この貸金庫は、<u>第13条第3項各号のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第13条第3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申込をおことわりするもの</u>とします。</p>

「全自動貸金庫規定」 新旧対照表

※下線部が改定箇所

改定後	改定前
<p><u>14.</u> (解約等)</p> <p>(1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、ボックスカード、正鍵および届け出の印章を持参し、当行所定の手続きをしたうえ貸金庫を直ちに明け渡してください。なお、ボックスカード、正鍵または届け出の印章を失った場合に解約するときは、このほか<u>第 10 条</u>に準じて取扱います。</p> <p>(2) つぎの各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明け渡してください。<u>第 3 条</u>により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>①～⑤ (現行通り)</p> <p>⑥ <u>借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき</u></p> <p>⑦ <u>本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき</u></p> <p>⑧ <u>法令で定める本人確認等における確認事項や第 2 条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき</u></p> <p>⑨ <u>マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当行が判断したとき</u></p> <p>(3) (現行通り)</p> <p>(4) <u>第 1 項から第 3 項の明け渡し</u>が遅延したときは、遅延損害金として解約日</p>	<p><u>13.</u> (解約等)</p> <p>(1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、ボックスカード、正鍵および届け出の印章を持参し、当行所定の手続きをしたうえ貸金庫を直ちに明け渡してください。なお、ボックスカード、正鍵または届け出の印章を失った場合に解約するときは、このほか<u>第 9 条</u>に準じて取扱います。</p> <p>(2) つぎの各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明け渡してください。<u>第 2 条</u>により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>①～⑤ (省略)</p> <p>⑥ (新設)</p> <p>⑦ (新設)</p> <p>⑧ (新設)</p> <p>⑨ (新設)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) <u>前 3 項の明け渡し</u>が遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約</p>

「全自動貸金庫規定」 新旧対照表

※下線部が改定箇所

改定後	改定前
<p>または契約期間の満了日の属する月の翌月から明け渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、<u>第4条第3項</u>にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を明け渡しの日<u>に第4条第1項</u>の方法に準じて自動引き落しすることができるものとします。</p>	<p>期間の満了日の属する月の翌月から明け渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、<u>第3条第3項</u>にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を明け渡しの日<u>に第3条第1項</u>の方法に準じて自動引き落しすることができるものとします。</p>
<p>(5) ~ (6) (現行通り)</p>	<p>(5) ~ (6) (省略)</p>
<p><u>15.</u> ~ <u>18.</u> (現行通り)</p>	<p><u>14.</u> ~ <u>17.</u> (省略)</p>
<p><u>19.</u> (規定の変更等)</p>	<p><u>18.</u> (規定の変更等)</p>
<p>(1) 当行は、法令の定めにしたがい、お客さまの利益のために必要と認められるとき、または、<u>金融情勢の状況の変化</u>その他相当の事由がある場合で、お客さまの契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして、合理的な内容であるときに、本規定を変更することができます。</p>	<p>(1) 当行は、法令の定めにしたがい、お客さまの利益のために必要と認められるとき、または、その他相当の事由がある場合で、お客さまの契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして、合理的な内容であるときに、本規定を変更することができます。</p>
<p>(2) (現行通り)</p>	<p>(2) (省略)</p>